

## 中央道沿線地域産業メッセ出展事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 中央道沿線地域産業メッセ出展事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、公益財団法人やまなし産業支援機構（以下「財団」という。）が実施する中央道沿線地域の産業メッセへの出展支援に要する経費の一部を補助することにより、県内企業の他地域産業メッセへの出展を促進することを目的とする。

### (交付の対象)

第3条 財団が実施する中央道沿線地域の産業メッセへの出展支援に必要な経費であつて、別表「補助対象経費等」のうち、知事が必要かつ相当と認めるものについて、予算の範囲内で補助する。

### (補助率)

第4条 補助率は、補助金の対象となる経費のうち、補助事業において生じる企業負担等の収入額を除いた額の10分の10以内とする。

### (補助金の申請)

第5条 財団は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 財団は、前項の補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

### (補助金交付の決定)

第6条 知事は、補助金交付申請書の提出があつたときは、当該申請に係る書類を審査のうえ交付の決定を行い、決定の内容を補助金交付決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 知事は、前項による交付の決定に当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、相当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条2項のただし書きによる交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(補助金交付の要件)

第7条 規則第6条の規定による補助金交付の条件は、次の各号によるものとする。

(1) 事業の内容の変更をしようとするときは、変更承認申請書(第3号様式)を知事に提出してその承認を受けるものとする。ただし、第2項に規定する軽微な変更についてはこの限りではない。

(2) 事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、知事の承認を受けるものとする。

(3) 事業が予定の期間内に完了する見込のない場合、又はこの事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けるものとする。

2 前項第1号ただし書に規定する軽微な内容の変更とは、補助目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないものをいう。

(遂行状況報告書の提出)

第8条 知事は規則第10条の規定により、財団に対し、必要に応じて補助事業等の遂行状況を、遂行状況報告書(第4号様式)により報告させることができる。

(補助金の交付)

第9条 補助金は、事業完了後確定のうえ交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは概算払いをすることができる。

2 財団は、補助金の概算払いを受けようとするときは、補助金概算払請求書(第5号様式)を知事に提出するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 財団は、規則第12条の規定により補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月10日のいずれか早い期日までに実績報告書(第6号様式)を知事に提出するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第11条 財団は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消

費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、報告書（第7号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

（補助金の返還）

第12条 知事は、補助金が交付の目的に反して使われた場合には、財団に対して、その返還を命ずるものとする。

（書類の保管）

第13条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年9月22日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

別 表

補 助 対 象 事 業 及 び 経 費

事 業 区 分	経 費 区 分	経 費 の 内 容
産業メッセ出展支援	旅 費	職員打合せ等
	使用料及び賃借料	会場借料、小間代